

## 平成24年度税制改正に関する要望について

日本貿易会では、経理委員会において、傘下の税務コミッティにて検討のうえ、5項目からなる標記要望をとりまとめた。

要望では、法人実効税率の引下げの目処が立っていない点につき、また、震災の影響もあわせて、わが国の立地基盤としての魅力の低下していることへの懸念を表明し、課税ベースの拡大を伴わないかたちでの法人実効税率の実質的な引下げを最優先事項としている。その他、納税環境整備（更正の請求期間の延長、請求範囲の拡大）、法人税及び消費税における個別項目（国内受取配当金の益金不算入制度、消費税の仕入税額控除、減価償却における損金経理要件）の見直しを重点要望項目として掲げつつ、国際的二重課税のリスク排除をはじめ、税制の公平・中立・簡素の実現を骨子として要望を行っている。

本要望は、7月20日開催の常任理事会における審議・承認を経て、経済産業省等へ提出した。

---

## 平成24年度税制改正に関する要望

平成23年7月20日  
社団法人 日本貿易会

近年、企業の経済活動のボーダーレス化、グローバル化の一層の進展とともに、企業の国際的な競争はますます激化しており、わが国企業は生き残りを掛けて事業の国際的展開の強化に取り組んでいる。こうした中、平成21年度税制改正において、わが国企業の海外事業収益の回収を促進するための外国子会社配当益金不算入制度が創設され、また、平成22年度税制改正においては、タックス・ヘイブン対策税制の見直しが行われるなど、企業活動の実態を踏まえるかたちで、国際課税制度の改正がなされたことは高く評価できる。

他方、最近ではアジア諸国、或いはEU諸国において法人実効税率の引下げを始めとした経済活性化に資する税制改正が実施されているのに対し、わが国においては法人税改革は立ち遅れていると言わざるを得ない。こうした中、平成23年度税制改正法案には12年振りとなる法人税率の引下げが織り込まれたが、法案成立の目処は立っていない。

新興国も含めた苛烈な競争の展開によりグローバル化は新たな段階を迎えており、企業はグローバルな視点で最適立地を模索する時代に入っている。東日本大震災の復興過程において、リスク分散の観点から企業の生産拠点の海外移転の動きも現実のものとなっているが、今後、更に電力需給の逼迫による生産コストの増加も懸念され、法人実効税率の高止まりにも鑑みると、わが国はビジネスの立地基盤としての魅力を大きく低下させている。

わが国経済の活力を維持していくためには、課税ベースの拡大を伴わない、法人実効税率の実質的な引下げ等、経済成長の原動力である企業の国際的競争力の確保を図ると同時に、外資の呼び込みにも資する、諸外国に比べて遜色のない税制基盤を整備し、もって雇用の確保、国民生活基盤の安定を図っていくことが求められる。

また、クロスボーダーで展開される企業活動の増加に伴い、国際的二重課税のリスクが高まっていることを鑑みると、国際的二重課税排除のための国際課税制度の見直しも引き続き重要である。

以上の観点より、日本貿易会としては、政策的な恩典を求めるのではなく、法人実効税率の引下げを中心とする法人税の見直し、国際的二重課税排除の強化を優先課題として位置付けるとともに、税制の公平・中立・簡素の実現を骨子とした、以下の項目について税制改正を要望する。

## 重点要望項目

### 1. 法人実効税率の引下げ

- (1) アジア諸国や OECD 諸国に比べて高い水準にある法人実効税率を引下げること  
また、財源措置として課税ベースの拡大(欠損金の使用制限、貸倒引当金制度の見直し、  
国外所得に係る非課税所得の縮小・撤廃等) とならないこと
- (2) 欠損金の失効により企業の負担税率が実質的に法定実効税率を上回ることとなるため、  
既存の欠損金を含め欠損金の繰越期間を OECD 諸国並みに 20 年に延長すること
- (3) 欠損金の繰戻還付の凍結措置を解除し、繰戻期間を 2 年に延長すること

わが国の地方税も含めた法人実効税率は、30%以下が主流である欧州主要国や、さらに低水準のアジア諸国に比べて高止まりしている(参考資料 1、2)。わが国企業の国際展開における競争力確保や、内外からの投資促進の観点から、この引下げを要望する。また、法人実効税率の引下げに当たっては、本来の趣旨に鑑み、欠損金の使用制限、貸倒引当金制度の見直し、国外所得に係る非課税所得の縮小・撤廃等の課税ベースの拡大とならないことを要望する。

欠損金の失効により、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、高止まりしている法定実効税率を上回る状態となる。そもそもゴーイングコンサーンとしての企業にとって、事業年度は、事業成果を算定するために、人為的に区切られたものに過ぎず、期間損益を年度にまたがって通算することが合理的であり、イギリス、フランス、ドイツ等では損失の繰越制限はない。この点を鑑み繰越期間の延長を要望する。また、平成 21 年度税制改正で中小企業に限って認められた欠損金の繰戻還付についても、全ての企業を対象とするとともに、期間の延長を要望する。

### 2. 納税環境整備(更正の請求期間の延長、請求範囲の拡大)

- (1) 平成 23 年度税制改正法案に織り込まれていた更正の請求期間の延長、請求範囲の拡大を行うこと

平成 23 年度税制改正法案には、現在、法定申告期限から 1 年以内となっている「更正の請求」の期限を 5 年に延長するとともに請求範囲の拡大を行うことが織り込まれていた。これらの措置は、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から織り込まれたものであり、早期の実現を要望する。

### 3. 法人税及び消費税における個別項目の見直し

#### ① 国内受取配当金の益金不算入制度の見直し及び事務負担軽減

- (1) すべての国内株式において二重課税の排除の観点から益金不算入割合を 100%に引き上げる
- (2) (1)が実現されない場合には、連結法人以外の国内配当につき、益金不算入制度の見直しを行い、95%を益金不算入とする等、負債利子算定事務簡素化を実現すること
- (3) (1)(2)ともに実現されない場合には、特定利子規定を復活すること

受取配当金の益金不算入制度は、シャープ勧告に遡るわが国法人税制の根本をなす制度であるにも拘らず、連結納税導入時の税収減に対応するため、その財源措置として連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係わる益金不算入割合が50%に制限され、同時に特定利子の規定が廃止されたものである。このような措置は、二重課税の排除という制度本来の趣旨に逆行することは勿論、商社などレバレッジの高い企業には特に税負担を強いる不公平な結果を招いている。ついては、上記の項目について要望する。

#### ② 消費税の仕入税額控除の見直し及び事務負担軽減

- (1) 消費税の仕入税額控除制度における「95%ルール」を維持すること
- (2) 「課税売上/非課税売上のみに対応する課税仕入」の算出方法を明確化・簡素化すること
- (3) 非課税売上に対応する仕入税額のうち、特に「社会政策的配慮から非課税にするもの」については、対応する仕入税額について控除を認めること

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の成立により、消費税において、課税売上が5億円を超える事業者には仕入税額控除制度における「95%ルール」が適用されないこととされた。本ルールは、納税者の事務簡素化の観点から設けられていたものであり、本来の趣旨に返って、「95%ルール」を維持していただきたい。

また、課税売上割合が常に95%以上となる事業者にとっては、そもそも個別対応方式を前提としたシステム構築がなされていない場合もあり、本改正への対応のためには、最小単位の取引までを詳細に管理するためのシステム構築、管理方法の抜本的な見直し等を余儀なくされる懸念がある。消費税基本通達11-2-12及び15において、課税資産の譲渡等のみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等のみ要するもの、双方の定義付けがなされているものの、課税仕入には商品購入に係わる売上原価のみならず、販売費及び一般管理費も含まれ、これらを適切に区分して判定することは、実務上も煩雑な処理が必要となり、過大な事務負担が強いられることが危惧される。こうした観点からも95%ルールの維持を要望するとともに、仮に個別対応方式となった場合においても判断が容易にで

きるように消費税基本通達11-2-12及び15における定義付けを更に事例等で明確化していただきたい。

なお、非課税売上に対応する仕入税額の控除を認めないと、企業側としてはその税額について採算に織り込む必要が出てくるため、結局製品代金に上乗せするかたちで転嫁され、最終消費者が負担する結果となる。本来の非課税の趣旨からすれば、特に「社会政策的配慮から非課税とするもの」については、対応する仕入税額について控除を認めるべきである。

### ③ 減価償却における損金経理要件の見直し

(1) 減価償却費の損金経理要件は撤廃し、償却限度額までの範囲であれば、減額調整ができるようにすること

減価償却費として損金算入されるのは償却費として損金経理した金額の内、償却限度額に達するまでの金額となっており、損金経理金額が償却限度金額より小さい場合における償却不足額についての減算調整が認められていない。なお、将来的には国際会計基準導入もあり、大幅な会計基準変更がある前に損金経理要件は撤廃し、償却限度額までの範囲であれば、減額調整ができるようにすることを要望するもの。

## 国際課税制度

### 1. タックス・ヘイブン対策税制の見直し及び国際的二重課税排除の強化

#### ① タックス・ヘイブン対策税制の見直し

- (1) 下記配当について二重課税を排除すること
  - ・ 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する際の子会社所在地国課税との二重課税<sup>1</sup>
  - ・ 合算対象孫会社から子会社を通じて配当を受ける場合の二重課税の調整に関し、年度制限を撤廃すること。また曾孫以下にも適用があることを明確にすること
  - ・ 特定外国子会社等の所得合算前に内国法人に対する配当があった場合の二重課税(例：3 月期決算の内国法人が 3 月期決算の特定外国子会社等から中間配当を受け取る場合)
- (2) 適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めること
- (3) 特定外国子会社等からの配当にかかる源泉税を「損金算入」から「直接外税控除と損金算入の選択」に変更すること
- (4) 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合には、当該法人に係わる特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価修正による調整等、非課税とすること
- (5) 資産性所得を発生させる持分 10%未満の株式の判定は、グループ全体の持分で行うこと
- (6) 外国上場会社が株主となっている会社について外国関係会社の判定(内国法人 50%超)を行う際に、当該外国上場会社の株主に 10%未満の内国法人及び居住者が含まれる場合は、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人保有割合に含めないものとする
- (7) 特定外国子会社等の判定にあたり、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域にあっても、他の国又は地域での法人税の負担により、所得に対する税の負担割合が 20%超となっている場合は特定外国子会社等には該当しないとする
- (8) 特定外国子会社等の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、課税対象金額の計算上、内国法人の所得計算と同様、法人税法第 59 条第 3 項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を認めること
- (9) 措令 39 条の 14 における実質租税負担割合の判定において、現地であった組織再編行為等、「本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額(非課税所得)」の範囲を明確化すること
- (10) タックス・ヘイブン対策税制上の合算対象となる「法人の形態」を明確化すること

平成 22 年度税制改正で、企業のグローバル活動の実態に即した本税制の改正が行われ、本税制が企業活動の阻害要因となっていた部分について大幅な改善が図られた。しかしながら、若干制度的な矛盾点、疑問点が残されていることから上記の項目について要望する。

## ② 外国税額控除制度の見直し

- (1) 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の 90% というシーリングを撤廃すること<sup>ii</sup>
- (2) 特定外国子会社等の合算所得のうち、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域である場合には非課税国外所得とされているが、他の国又は地域で法人税を課されている場合には課税国外所得とすること
- (3) 租税条約がない国等において、相手国等の税法において適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（Capital Gain 等）は国外所得に該当する規定を導入すること
- (4) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を 3 年から 7 年に延長すること<sup>iii</sup>
- (5) 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること  
地方税の控除未済を還付しないのであれば、繰越期間を 3 年から 7 年に延長すること

平成 21 年度税制改正により外国子会社配当益金不算入制度が創設され、同制度によって非課税となる配当所得については、二重課税の解消が図られることとなった。一方、非課税とならない配当及びその他の所得について、わが国の法人税制は、全世界所得を課税対象としているため、日本企業が外国で所得を稼得した場合、所得源泉地国とわが国による二重課税が発生する。このような国際的・二重課税を排除するための制度が外国税額控除制度であるが、現行の外国税額控除制度では、二重課税が不完全な点でしか排除されないため、上記の項目について要望する。

## ③ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

- (1) 益金不算入対象に海外支店の所得を含めること
- (2) 益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止すること  
(外税控除の対象外であり、かつ損金不算入とされているため)

海外進出形態において、子会社形態と支店形態は同じ税務上の取扱いであるべきとの観点から、益金不算入の対象に海外支店の所得を含めていただきたい。平成 21 年度税制改正で本制度が創設され、外国子会社収益の国内還流につき、自由度が大幅に向上したが、更なる制度の充実、矛盾点の改善のため上記を要望する。

## 2. 移転価格税制の見直し

- (1) 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、かつ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すること  
また、現在 OECD が進めているさらなるガイドラインの改定作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めていただきたい。
- (2) 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること
- (3) 現行制度は一時的にせよ企業に二重課税を強いる制度であるから、例えば租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること
- (4) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に举证責任があることを明文化すること
- (5) 国外関連者宛寄附金課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、原則は移転価格税制を適用すること

移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社のように海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性も否定できない。特に無形資産と役務提供取引の取扱いについては、他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっていることから、企業にとりどのような場合が移転価格税制に該当するののかという予見可能性が確保されていない。国外関連者への寄附金課税との線引きを明確にしつつ、移転価格税制の整備を図っていただきたく上記の項目について要望する。

## 3. 二国間租税条約の締結及び改定促進

- (1) 配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米租税条約をモデルとして改定を図るべきである。
- (2) 外国子会社配当益金不算入の対象となる二重課税排除条項における持株割合の引下げ
- (3) 対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むこと
- (4) 未締結国との締結が急務である。
- (5) 租税条約の各条項で規定されている持分割合について、連結納税グループ全体での持分割合を基準に判定できる旨を規定するべきである。

現在、わが国の租税条約ネットワークは59ヶ国・地域（平成23年4月）を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、現在、精力的に行われている租税条約の締結交渉をさらに加速し、ネットワークの拡大を進めるべきである。また、近年、経済活動のグローバル化に伴い移転価格税制に関する国際的二重課税のリスクが高



まっているが、移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議は租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務である。さらに、既存の条約についても、その内容が古いものについては、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米租税条約をモデルとして改定を図るべきである。

なお、外国子会社配当益金不算入制度が創設され、益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進すべきである。また、締結、改定に当たっては、対応的調整の実施規定及び仲裁規定を盛り込んでいただきたい。

また、租税条約の各条項で規定されている持分割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分割合を基準に判定できる旨を規定していただきたい。

## 納税環境の整備（税務手続き）

### 1. 税務行政手続きの整備

- (1) 税務調査においては当局・企業双方に大きな負担がかかっていることから、調査内容が過度とならないように以下を要望する。
  - ・ 取引のリスクや金額を勘案した効率的な調査を行うこと
  - ・ 調査対象・対象書類を明確にし、当局・企業双方の負担軽減を考慮に入れること
  - ・ 効率化を通じ調査期間の短縮を図ること
- (2) 法人税法 74 条で規定する確定申告書に添付する、財務省令で定める書類（法人事業概況説明書）については、その作成の費用と効果を勘案して不要と思われる項目は削減すること
- (3) 重加算税が課される伪装隠ぺい行為の課税要件につき、現行の「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」をより明確化するかたちで法令にて規定すること
- (4) 納税者権利憲章が平成 23 年中に準備を進め、平成 24 年 1 月 1 日公表予定となっているが、納税者の意見を十分に取り込みながら進めていただきたい。
- (5) 事前照会に対する文書回答制度の見直し
- (6) 税務調査の事前通知及び調査終了時の手続について、明確化・法令化

平成23年度税制改正法案において、納税者権利憲章の制定を行うとともに、税務調査に係わる手続きの明確化を行うことが織り込まれていた。納税者の権利利益の保護を図る観点から、早急に実現いただきたい。

### 2. 税務手続きの電子化促進措置の強化

- (1) 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に係る添付書類の省略を認めること
- (2) その他確定申告の際の添付要件となっている決算書、会社概況書等の書類について、添付省略を認めるか、一般的に利用されているフォーマットによる電子データ添付を可能とすること等により、別途提出書類なしで申告が完了できるような措置を講ずること
- (3) 租税条約の届出書に e-tax を利用可能とすること
- (4) 親法人が連結申告書を電子申告する場合は、連結子法人による個別帰属額の所轄税務署への提出を省略可能とすること

国税電子申告・納税システムは、納税者、徴税者双方にとってコスト削減に繋げることを目的としている。近年、その利用については拡大の方向にあるが、更なる利便性向上のため上記について改善を図っていただきたい。

## 連結納税制度の見直し及びグループ法人税制の見直し

- (1) 連結納税グループ開始・加入時の資産の時価評価課税を廃止すること
- (2) 連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金の持込制限を廃止すること
- (3) 連結子法人株式を売却すること等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、そこから配当した場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないように、帳簿価額の修正方法を改正すること<sup>iv</sup>
- (4) 地方税に連結納税制度を導入し、赤字会社と黒字会社の所得通算を可能にすること
- (5) 連結子法人のグループ加入時期を完全支配関係を有することになった日の属する連結親法人の事業年度の翌事業年度のグループ加入とすることを認め、翌年度加入とするか当年度加入とするか、子法人毎に選択可能とすること
- (6) 連結納税制度を導入した一定期間経過後、会社の選択により連結納税取止め（=単体申告へ戻る）を可能とすること
- (7) グループを一体として課税する連結納税制度の趣旨に鑑み、外国税額控除、租税特別措置法の税額控除等、個別の法人毎に計算を行う項目については、試験研究費の特別控除と同様、連結グループ全体で計算された金額全てを個社に配分することを基本にすること
- (8) 100%子法人の残余財産確定による青色欠損金の引継ぎにつき、完全支配関係発生時に解散が予定されない等の租税回避目的以外の一定のものについては、例えば、株式消却損を限度に青色欠損金の引継ぎを可能とするなど、その制限を緩和すること

連結納税制度は、産業界が待望していた制度であったにもかかわらず、本制度の創設時に、税収減への対応や厳格な課税制度にあまりに力点がおかれた結果、当初に想定されていた企業の組織再編に対する税制の公平性・中立性が確保されていないと考える。平成22年度税制改正で、連結納税グループ内の寄附金の取扱いなど一定の改善が図られたが、今後さらに制度の見直しを行い、わが国の連結納税制度を国際的に遜色のない制度に近づけていくべきである。

平成22年度税制改正で導入されたグループ法人税制と併せ、上記の項目について改正を図っていただきたい。

また、グループ法人税制の導入により、平成22年10月1日以降に完全支配関係子会社を解散させる場合には、その子会社株に係わる消滅損を損金算入できないものとする代わりに、その子会社の青色欠損金を引継げるよう措置したが、税制改正の前後で親会社の税負担が著しく異なることも想定されるため、欠損金の引継ぎ制限の緩和を要望する。

## その他の法人課税についての要望

### 1. 事業税の外形標準課税の見直し

- (1) 被合併法人で行った無償減資等についても、資本割の軽減措置の対象とすること
- (2) 外形標準課税の課税標準の計算方法を大幅に簡素化すること
- (3) 住民税均等割、事業所税等他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を行うこと
- (4) 資本割の持株会社特例に係わる、特定子会社の持株割合要件を、現行の「50%超」から外国子会社配当益金不算入制度との整合を取り「25%以上」に緩和すること

現行の外形標準課税は、資本金 1 億円超の大法人のみが対象とされており、すべての法人に対する応益課税という当初の趣旨が歪められている。しかも、課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑な制度となっており、対象企業に多大な事務負担をもたらしている。ついては、上記の項目について要望する。

### 2. 事業所税の見直し

- (1) 事業所税に関して、みなし共同事業の適用による課税については事務負担軽減の観点から廃止とすること

### 3. 固定資産税評価額計算の見直し

- (1) 固定資産税の評価額計算においても、法人税法での償却可能限度額 100%にあわせ適用されるよう改正すること

法人税においては、平成19年度税制改正で償却可能限度額が100%となる等大幅な見直しがなされたが、固定資産税における評価額計算については依然として旧制度を維持することとされ、複数データによる管理事務を強いる結果となっている。国税にあわせた改正を早急に実施いただきたい。

#### 4. パススルー税制の整備

##### (1) パススルー税制の整備を行い、所要の措置を行うこと

- ・ 合同会社について一定の要件（一定の要件とは、持分の譲渡制限、構成員の数程度とし、LLCの事業内容、資産規模、資本金の額等は問わないとすること）を満たすものについては、パススルー課税とすること
- ・ 外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確化すること。また海外LLCについて所在地国においてパススルー課税を受けることを条件として、わが国税法上パススルー課税を選択できるようにすること

現行法人税は、法人を納税義務者と定めながら、法人を定義していないため、米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）など海外の事業体がわが国において納税義務者となるのかどうか、法令上明らかでない。また、現行法人税法は、現存する任意組合、匿名組合についてすら、その取扱いを通達に委ねており、こうした立法上の不備がわが国におけるパススルー事業体の普及を妨げる一因となっている。

民法組合の特例として日本版LLP（有限責任事業組合）ができ、さらに新会社法の施行により日本版LLC（合同会社）が創設されたが、現行税制を前提に法人格があれば法人税がかかるという原則を見直し、外国事業体の取扱いも含めた本格的パススルー税制の整備が望まれる。以上から、上記について要望する。

また、平成17年8月より施行された日本版LLPについても、LLPの設立時及び追加出資時の現物出資に対する課税繰延や、LLPを解散して株式会社を設立する場合に、LLP財産の現物出資の課税繰延ができるように税制の整備を要望する。

#### 5. 組織再編税制

##### (1) クロスボーダーの組織再編成において、組織再編税制が適用となる組織再編成につき、法令等にて明確化すること

企業活動のグローバル化の深化により企業が国際的な競争に打ち勝つためにはクロスボーダーの組織再編が必要不可欠となってきているが、わが国税制においてはクロスボーダー組織再編における課税関係が必ずしも明確となっていない。組織再編に伴う課税問題は、再編戦略上重要な事項であり、法令において明確化を図っていただきたい。

## 6. 役員賞与損金算入要件の明確化及び緩和

- (1) 役員給与については、役員に対し所得税が課税されていること等に鑑み、例えば特定同族会社（資本金1億円以上の一定の同族会社）以外は、定期同額、事前確定届出、利益連動の損金不算入については、過大役員給与及び仮装経理等による給与を除き全廃とすること

## 7. 寄附金損金算入制度の見直し

- (1) 欧米諸国と同様、損金算入の制限の対象となる寄附金を慈善寄附金のみに限定し、事業遂行上必要で経済合理性のある支払いについては原則損金算入とすること
- (2) 寄附金の損金算入限度額計算において、完全子法人株式の消却損相当額を資本金等の額に足し戻すこと

わが国においては、寄附金の損金算入要件が欧米諸国に比べて厳しい。業務遂行上必要で経済合理性のある支払いについては原則として損金算入としていただきたい。

また、グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の消却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、この影響により寄附金の損金算入限度額が減少する結果を招いている。今後、完全子法人を清算する度に消却損相当額だけ資本金等の額が減り続けていくこと、及びグループ法人税制の影響により寄附金の損金算入限度額が減少するということは制度趣旨として違和感があることから、改善願いたい。

## 8. 交際費の課税要件の明確化

- (1) 昨今の判例等を踏まえ、交際費の課税要件（行為の態様等）や隣接費用との区別につきより明確化すること

## 9. 東日本大震災における災害損失特別勘定の繰入期間の延長

- (1) 東日本大震災における災害損失特別勘定への繰入については、被災事業年度において、十分な見積もりが出来なかったこともあり繰入事業年度を更に1年延長すること

## 10. 海外投資等損失準備金制度の期限延長

### (1) 平成23年度で期限切れとなる海外投資等損失準備金制度について、期限を延長すること

資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要である。一方、資源の探鉱・開発は、地質的、経済的に高いリスクを伴うものであり、また、これらの投資の所要金額は多額に上る。資源開発事業法人等特定法人への特定株式等に対する損失準備金の積み立ては健全な企業経営、今後の投資促進のため、欠かせないものとなっていることから、上記の項目について要望する。

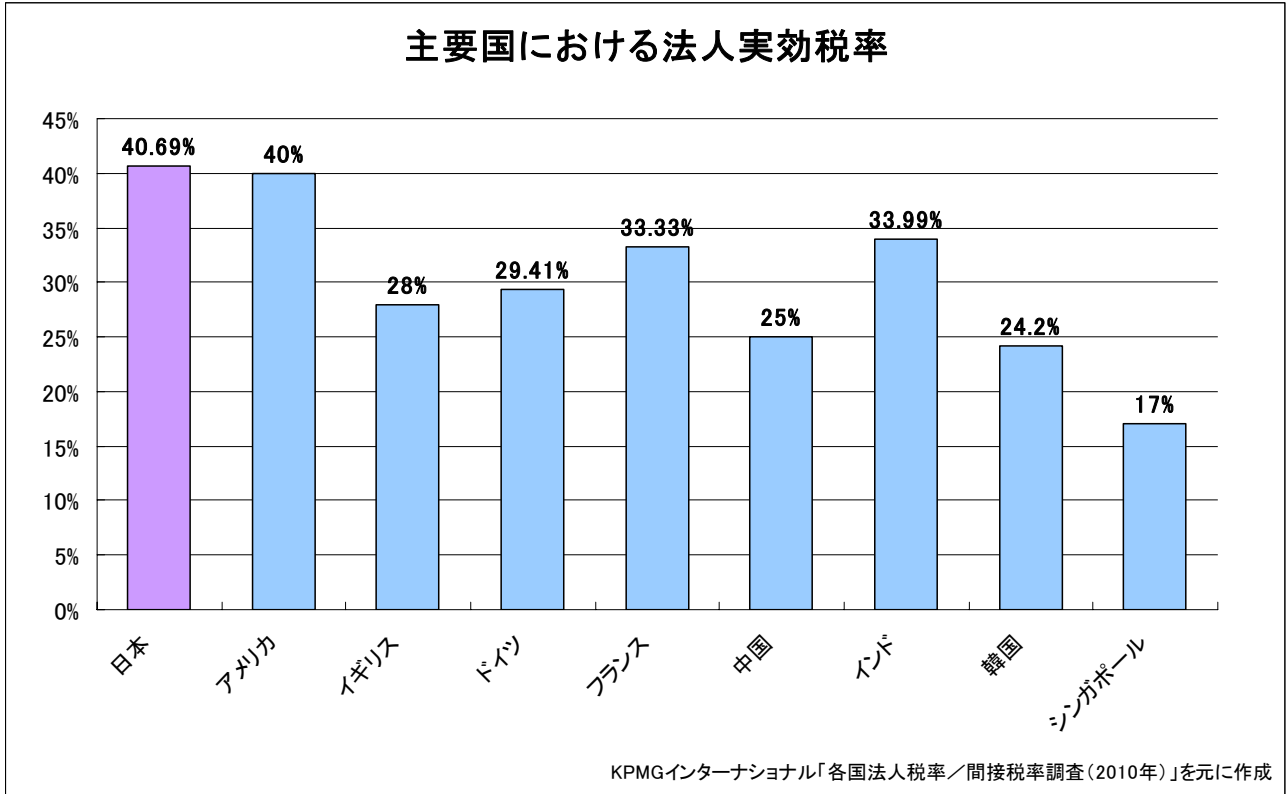
## 11. 認定輸出者自己証明制度に係わる登録免許税課税の撤廃

### (1) 経済連携協定が有効に活用される環境を整え、わが国全体として享受する経済効果の最大化を図るため、認定輸出者自己証明制度に係わる登録免許税課税を早期に撤廃すること

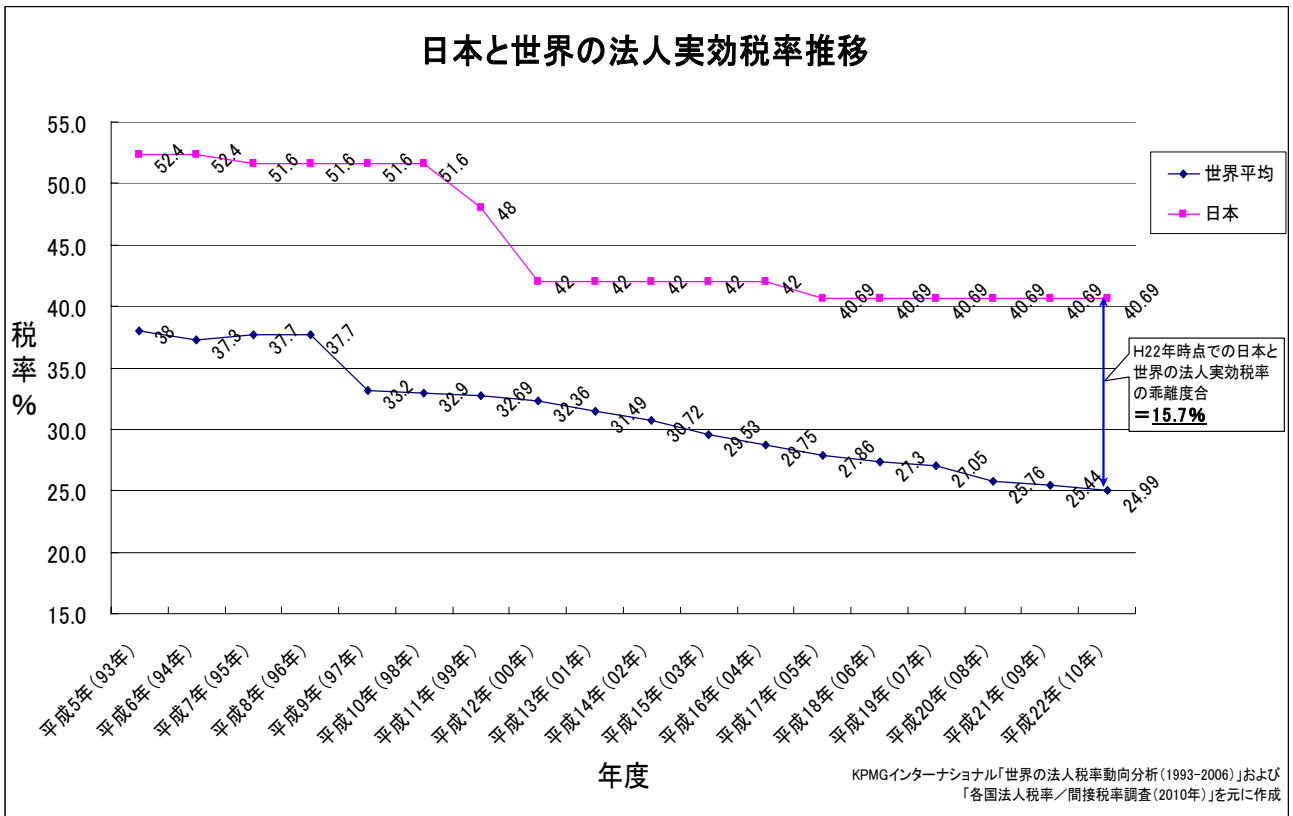
平成21年9月にスイスとの経済連携協定発効を受けて施行された原産地証明法改正法においては、認定輸出者の認定を受けた者に対して登録免許税が課税されることとなっている。原産地証明書の自己発行は発給手続を簡素化する世界的な流れに沿ったものであり、当会としても導入を強く働きかけてきたが、諸外国ではこのような課税は行われておらず、これはわが国が貿易立国として遂行する政策と矛盾するものと考えられる。経済連携協定は国際的な貿易の円滑化、自由化策であり、わが国として経済連携協定を締結し、貿易の円滑化、国際競争力の維持・強化を推進することは貿易立国として率先遂行すべき政策であると思料する。

以上

参考資料 1. 主要国における実効税率



参考資料 2. 世界法人税率推移





参考資料 3. 主要国における欠損金の繰越及び繰戻

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越控除	7年	Operating Loss 20年 Capital Loss 5年	無制限	無制限	無期限
繰戻還付	(前1年) 停止中	Operating Loss 前2年 Capital Loss 前3年	前1年	前1年 (511,500ユーロ 上限)	前3年

《脚注》

i 出資構成： 内国法人 — 海外子会社 A — 海外子会社 B (TH 該当) とする。

上記の出資構成において、TH 対象孫会社 B 社の内国法人合算対象額を A 社経由、内国法人へ配当する場合、合算課税と内国法人における配当課税との二重課税については平成 22 年度改正で 2 年以内の配当に限り手当てがなされたが、合算課税と海外子会社 A において発生する配当課税との二重課税の排除については未だ手当てがなされていない。

ii 外国子会社配当益金不算入制度の導入により、所謂、控除枠の彼我流用問題が相当程度解消すると見込まれるため、本シーリングを撤廃すべきである。

iii 外国法人税の限度超過額及び外国法人税の控除余裕枠について、繰越期間が必要な理由は、内外における課税時期のズレを調整するためのものであるから、本来期限を付す必要はないが、欠損金の繰越期間が 7 年とされたのであるから、少なくともこれに合わせ 7 年とするのが妥当である。また、外国子会社配当益金不算入制度が導入され、国外受取配当金を除いた全世界所得が縮小し、3 年間では控除しきれないケースが増えることも想定されるため、この面からも繰越期間の延長が必要である。

iv 連結子法人から配当があった場合、親法人の当該子法人株式の帳簿価額は、配当の額だけ減額される。このとき、配当原資が連結納税適用開始以前に発生した剰余金であっても、帳簿価額は減額されるため、子法人が剰余金を全額配当した後、親法人が子法人株式を売却した場合、株式の売却益がその分過大となる。このような二重課税を排除するため、子法人から連結納税適用開始前に発生した剰余金の配当があった場合には、子法人株式の帳簿価額を減額しないこととすべきである。例えば、資本金 100 で設立した子法人が、剰余金 100 となった時点で連結納税を開始し、剰余金が 300 となった時点で 300 を全額配当し、その後、親法人が子法人の全株式を 100 で第三者に売却したとする。現行制度では、親法人の売却益は 100 (=売却代金 100-(当初帳簿価額 100+所得の通算による増額 200-配当による減額 300)) となる。本来は、売却益は 0 (=売却代金 100-(当初帳簿価額 100+所得の通算による増額 200-連結所得からの配当による減額 200)) となるべきである。